平成２１年（フ）第１６０２号
埼玉県志木市幸町１丁目11番46―407号
債務者　染井　俊作
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０９６号
名古屋市天白区原５丁目207番地　プリマベーラ原205号
債務者　プロワークスアストロこと　中田　昇
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３０号
名古屋市中川区戸田西２丁目1710番地　エスポワール203号
債務者　吉田　光範
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２号
和歌山県西牟婁郡白浜町3220番地　医療法人宝山会白浜小南病院内、住民票上の住所和歌山県日高郡みなべ町晩稲517番地
債務者　丸橋　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第２６５号
愛知県豊橋市仲ノ町91　ハイツ仲ノＡ102
坪井洪夫方、住民票上の住所愛知県豊橋市春日町２丁目86番地の９
債務者　柴田加工こと　柴田　導延
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５５号
愛知県豊川市御津町広石船津123番地の１、住民票上の住所愛知県豊川市小田渕町２丁目89番地　ファミールしらかわ301号
債務者　林　　茂子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３７０号
愛知県豊橋市新栄町字汐焼10番地―109
債務者　坂本　拡次
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産終結

平成１６年（フ）第５０２号
福島県会津若松市湊町大字赤井字赤井367番地
破産者　渡部　　誠
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３２５号
北海道旭川市十条通19丁目１番地の１
破産者　有限会社北建サービス
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４９号
千葉県茂原市東郷1275番地18
破産者　守田　康平
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第３１３３号
神奈川県川崎市宮前区初山１丁目37―９、開始決定時の住所東京都渋谷区代々木４丁目19―９
破産者　竹村　厚彦
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１０８６８号
東京都江東区猿江２―16―23―126、商業登記簿上の本店所在地東京都港区虎ノ門１丁目23番７号
破産者　ワイズライフ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６１３５号
東京都武蔵野市吉祥寺北町５丁目１―７
破産者　和山　忠朗
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１４３５号
東京都杉並区和泉３丁目34―16
破産者　荻野　　宏
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４２３号
東京都世田谷区大蔵５丁目19―16―205
破産者　小板橋豊次
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目52番地
破産者　株式会社サンエイ
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２３９号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目６番地の116
破産者　有限会社山サ佐野商店
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部